銃器の使用を制限する区域等一覧表

場所			期間		区域	詳細（緩衝区域を含む）	担当
国有林	林班	小班	始期	終期			
離野夫国有林	1	全域	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
滑山国有林	2	は	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		に、ほ	R8.11.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	資源活用
		い2、へ、り、る、わ、よ、イ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	3	い	R8.11.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	資源活用
		ろ、へ、と、ち、り、ぬ、る、わ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	4	い、ろ、は1、は3、と、ち、り、ぬ、る、よ、た、イ1、イ2	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	5	い	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ろ、は1、は2、に1、に2、ほ1、ほ2	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	6	い1	R8.11.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	資源活用
		い1、い2、は、に、ほ、へ、と、ち1、ち2、り1、り2、イ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	7	い、は、ほ、ろ、と	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		に、へ1、ち1、ぬ、る、わ1、わ2、か、よ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	8	い、ち、そ、つ、な、ら	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	9	い、は、に、ほ、へ、り、ぬ、る、わ、た、か、よ、れ、そ、つ、な	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	10	い2、い3、は2、に、ち、り、わ、た、れ、そ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		ろ、ほ	R8.5.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	森林育成
		か	R8.5.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	治山
	11	い、と	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ほ1、ほ2、へ、ち、ね	R8.5.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	森林育成
		は、に	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		ろ、ぬ、る、わ、か、よ、た、れ、つ、イ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	12	へ、り、た、ま、ふ、こ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		か	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
		い、ろ、は2、に、と1、と2、ぬ、る、わ、よ、そ1、そ2、つ、ね、な、ら、の、お、く、や、け、う、え	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	13	ろ、は、に、へ、と、り、る、わ、よ、た、れ、そ、つ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	14	い、は、に、ほ、へ、れ、よ、た、そ、つ、ね、な、ら、う、の、お、や、ま、け、ふ、こ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		ろ	R8.10.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	15	い1、い2、い3、ろ、は1	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		い3、ろ	R8.5.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	森林育成
		全域	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	ふれあい
	16	い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、わ1、わ2、よ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		る、れ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	ふれあい
	17	い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、ぬ、る、わ、か	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		り	R8.10.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	18	い2、い3、ろ、は、に、ほ、へ、り、ぬ、る1、わ、た、な、う、や、イ、ロ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	19	い、ろ、ち、ぬ、る、わ、か、よ、れ、そ、な、ら、む、お、イ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	20	い、ろ、は、に、へ、と、る、わ、か、よ、た、れ、つ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	21	ろ、り、に、ぬ、る、わ、よ、つ、な、お、く、や、け、き、て	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		と	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		ら	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	22	は、と、ぬ、る、イ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		ほ、ち1、り1	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理

銃器の使用を制限する区域等一覧表

場所			期間		区域	詳細（緩衝区域を含む）	担当
国有林	林班	小班	始期	終期			
滑山国有林	23	は、り、よ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		イ、ロ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
		ほ、か、ロ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	24	い、は1	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は8、に、り、ぬ3、ぬ4、ぬ5、ぬ6、る1、る2、る４、る5、る6、る7	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		は3、は4、は5、は6、は7	R8.5.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	森林育成
		ち	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
	25	い1、い2、は、に	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	26	い、ろ、に、ほ、へ、る、か、た、れ、そ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		は1、は2、は3、は4	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		イ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	27	全域	通年		鳥獣保護区	—	—
	28	全域	通年		鳥獣保護区	—	—
	29	い、は	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ろ1、に、ほ、り、る、か、よ、た、そ、つ、な	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	30	ろ1	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		ろ3、は2、に、ち、る、わ、か	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		は1	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
	31	い1、い2、ろ1、ろ3、ろ5、は2、に、ほ1、ほ2、ち	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		ろ2	R8.5.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	森林育成
		へ、と	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	32	い、は、に1、に2、ほ、へ１、へ2、と1、と2、ち、り、ぬ、る、わ、か、よ、れ1、れ2	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	33	い1、い2、ろ、ほ、り、か、よ、イ1、イ2	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		と、ち、ぬ、わ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	34	い、ろ、ほ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ろ、に、へ、と	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		ち	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	35	い、に、へ、ち、り	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		ろ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ぬ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
	36	ろ、は、に、ほ、へ、ぬ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		る	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		わ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		か	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
	37	い1、は1、は2	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
		い1、い2、ぬ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		い4、り	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		ろ、ち	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		る	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	999	チ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理

銃器の使用を制限する区域等一覧表

場所			期間		区域	詳細（緩衝区域を含む）	担当
国有林	林班	小班	始期	終期			
笠戸島国有林	全域		通年		鳥獣保護区	―	―
	44	い、ろ2、に2、ち、ぬ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	45	い2、ろ1、ろ2、は、り、ぬ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	46	は2、ほ1、ほ2、り、ぬ1、ぬ2	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		わ、り	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
	47	い1、い2、い3、ろ1、は1、は3、は4、に2、と、イ3、イ4、ロ、ハ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ろ２	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
	48	い1、い2、い3、ろ2、ろ3、に2、ほ2、へ1、へ3、と、ち、り、ぬ、る2、か、た、れ、そ、ハ、ニ、ホ、ヘ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ろ１、は、る1、る2、れ、ぬ、ロ、ト、ヘ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
		そ、へ3	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
	49	は、ほ2	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	50	い、は1、は2、に、へ1、と、ち、り、ぬ、ロ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		い、は1、は2	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
	51	い、は、へ、と	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ろ1、ろ2、に	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
	999	ハ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
寂地国有林	全域		通年		鳥獣保護区	―	
	52	は	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	54	ぬ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
古屋国有林	60	へ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
城山国有林	全域		通年		鳥獣保護区	―	―
	61	い4、へ1、と、ち1、ち2、り1、り2、り3、わ1、よ、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		へ1、ち1、ち2、ち3	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
	62	い1、い2、ろ、は1、は２、ほ2、ほ3	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
		い1、と1、り、ぬ、か、ろ2、イ、ロ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		へ	R8.6.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	治山
	63	か1、よ	R8.6.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	治山
		い	R8.6.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	治山
		ろ1、に1、ち、ぬ1、わ1、か1、よ、た、れ、の、お2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、リ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		お2、ろ1	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	森林育成
		全域	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
右谷国有林	64、65	全域	通年		銃器の使用を制限する区域	一般利用区域	
	66、67、68、69、70、71	全域	通年		鳥獣保護区	―	―
	64	ろ1、ろ2、は、へ、と、ち、り、ぬ、る、わ、よ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
	65	い	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		ろ1、へ、れ、そ、つ、ね、む1、む2	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理
長門峡国有林	73、74、75、76、80	全域	通年		特定猟具使用禁止区域（銃器）	―	―
	77、78、79	全域	通年		鳥獣保護区	―	―
	73	い、ほ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
		ち	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	79	い、は1	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		は2	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
		い、は1、は2	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理

銃器の使用を制限する区域等一覧表

場所			期間		区域	詳細（緩衝区域を含む）	担当
国有林	林班	小班	始期	終期			
藤目谷国有林	1005	ほ2	R8.6.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	土木
	1006	は1、は2、い、に2、に3、に4、に5、に6、ろ1、ち、と	R8.6.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	土木
		は2	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	1008	い、は	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
大葉山国有林	1009	全域	通年		鳥獣保護区	—	—
	1010	全域	通年		鳥獣保護区	—	—
	1011	ろ、い1	通年		鳥獣保護区	—	—
	1014	に1、ち、た、そ	通年		鳥獣保護区	—	—
	1018	全域	通年		鳥獣保護区	—	—
	1033	全域	通年		鳥獣保護区	—	—
	1034	全域	通年		鳥獣保護区	—	—
	1011	ろ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
足河内国有林	1021	ろ1、ろ2、ほ1、へ、と、ち、り、イ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	1023	と1	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
容谷山国有林	1024	全域	通年		銃器の使用を制限する区域	一般利用区域	
	1025	全域	通年		銃器の使用を制限する区域	一般利用区域	
		わ1、ち2	R8.7.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
		る1、る2、ハ、ニ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
物見国有林	1027	ね、ら	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
	1028	ろ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
白須山国有林	1029	い、ろ、へ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	1032	い、れ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	管理・測定
		れ、ニ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
相の見官行造林	3	い	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
	3	い	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
地吉官行造林	1	ろ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
	1	ろ、に2、へ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
由宇長瀬官行造林	2	い	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
長瀬蔭平官行造林	4	い	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
東地ヨシ官行造林	1	い	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
向嶽官行造林	1	い	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
船方官行造林	14	い	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
大谷官行造林	8	ろ	R8.4.1	R9.3.31	銃器の使用を制限する区域	事業実施区域	経営
大羽高日平官行造林	一部		通年		休猟区	—	—
	10	い、ろ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	12	ろ3	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
高手官行造林	4	い	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
鬼ヶ頭官行造林	1	に、ほ、ち2、イ、ロ1	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	2	い	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
如意ヶ嶽官行造林	1	い	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
下深山官行造林	18	い、ろ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
畑西側官行造林	1	い、ろ、イ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	2	は、イ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	4	い、ろ、イ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	5	ろ、イ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
キヨメ笹官行造林	2	全域	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
畑官行造林	3	い、ろ、イ1、イ2	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
岸皮官行造林	2	い	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理

銃器の使用を制限する区域等一覧表

場所			期間		区域	詳細（緩衝区域を含む）	担当
国有林	林班	小班	始期	終期			
長戸呂官行造林	17	い、ロ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
大ヶ峠官行造林	1	い、は、イ、ロ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	2	は、ろ、イ、ロ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
餅足谷官行造林	全域		通年		鳥獣保護区	―	―
	7	ろ、い、に1	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
	14	い	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
周東長瀬官行造林	2	い、ろ	通年		銃器の使用を制限する区域	第三者権利区域	管理
トウジガ山官行造林	全域	全域	通年		鳥獣保護区	―	―